

三労発基0913第2号
令和4年9月13日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(令和4年厚生労働省告示第276号)【別添1】、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第274号)【別添2】及び粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和4年厚生労働省告示第275号)【別添3】について、令和4年9月7日に告示され、別添4の施行通達に基づき、令和5年4月1日から適用(一部令和6年4月1日から適用)することとなりました。

つきましては、告示の制定の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、化学物質等の適切な管理に関する制度改正などにつきまして、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご参照・周知いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ関連情報掲載URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.htm

